

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年7月12日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
食肉衛生検査所	平成31年4月15日
子ども女性相談センター (西部子ども相談センター)	平成31年4月17日
斯道学園	〃
保健医療大学	平成31年4月18日
長寿社会対策課	令和元年5月22日
障害福祉課	〃
医務国保課（国民健康保険室）	令和元年5月24日
業務感染症対策課	〃
中讃保健福祉事務所	令和元年5月27日
子ども政策推進局	令和元年5月28日
生活衛生課	令和元年5月29日
健康福祉総務課	〃
西讃保健福祉事務所	令和元年7月5日
東讃保健福祉事務所	〃
障害福祉相談所	〃
精神保健福祉センター	〃
川部みどり園	〃
さぬき動物愛護センター	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 書き損じた現金領収書の無効処理ができていないものがあつた。また、母子父子寡婦福

社資金償還金について、現金受払簿の引継の手续ができておらず、自主検査済の記載がなかった。(中讃保健福祉事務所)

(イ) 現金領収書について、金額を訂正したものがあつた。(川部みどり園)

イ 支出について

(ア) 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。(保健医療大学、東讃保健福祉事務所)

(イ) 高速道路利用に係る通勤手当について、利用明細書による確認をしておらず、支給額が過大になっているものがあつた。(障害福祉課)

(ウ) 高速道路利用に係る通勤手当について、通行料金の利用証明書を確認しておらず、手当支給額に誤りがあつた。(障害福祉相談所)

(エ) 保有する郵便切手について、郵便切手類受払簿への登記が漏れていた。(障害福祉相談所)

(オ) 購入したはがきについて、郵便切手類受払簿への登記が漏れていた。また、郵便切手類受払簿(はがき、米ギフト券)に自主検査をした旨の記載がなかった。(川部みどり園)

(カ) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあつた。(川部みどり園)

(3) 検討指示事項

該当事項なし